10　特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知させること及び当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他の体制の整備をあらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が共同して行わなければならない。

11　認定開設者は、前二号の規定により他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出しなければならない。

12　認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

13　総務大臣は、前号の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

別表第一　開設計画に記載すべき事項

一　特定基地局の整備計画に関する事項

1　次に掲げる無線局の開設数に関する年度（認定日の属する年度から認定日から起算して五年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。）の末日ごと及び都道府県ごとの計画

(一)　特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）

(二)　特定基地局（屋内等に設置するものに限る。）

(三)　高度特定基地局

2　高度特定基地局の開設数に関する年度の末日ごと及び特定ひっ迫区域（一のメッシュにおける無線通信の通信量が他のメッシュと比べて著しく多いと認められる区域として別表第四に定める区域をいう。以下同じ。）ごとの計画

3　次に掲げる無線局の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画

(一)　特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）

(二)　高度特定基地局

4　総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画

5　高度特定基地局の運用の開始に関する計画（高度特定基地局の無線設備の信号の電送速度並びに高度特定基地局に用いる空間多重方式及びキャリアアグリゲーション技術に関する計画を含む。）

二　開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

1　特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠

2　特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠

3　特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠

三　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

1　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画

2　特定基地局の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画及びその根拠

3　2の電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画及びその根拠

4　電気通信主任技術者（電気通信事業法第四十五条第一項に規定する電気通信主任技術者をいう。以下同じ。）の選任及び配置に関する計画及びその根拠

5　2の電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画及びその根拠

四　財務的基礎に関する事項

1　特定基地局の運用による電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。）により生ずる収益に関する年度ごとの見通し及びその根拠

2　1の電気通信事業に係る電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の契約数に関する年度ごとの見通し及びその根拠

3　特定基地局に係る設備投資の額その他1の電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し及びその根拠

4　1の電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠（注一）

5　1の電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し及びその根拠

五　業務執行体制の整備に関する事項

1　法令遵守のための対策（2及び3の対策を除く。別表第二の六において同じ。）及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注二）

2　個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注三）

3　電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注四）

六　混信等の防止に関する事項

1　三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）及び法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（別表第二の七1において「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠

2　特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に関する計画及びその根拠

3　第六項第十号に定める体制の整備に関する計画及びその根拠

七　電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

1　既存事業者以外の者に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠

2　利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠

八　電波の能率的な利用の確保に関する事項（既存事業者以外の者の申請にあっては、1に掲げる事項に限る。）

1　特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠

2　申請者の指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠

3　別表第三の一7(一)及び(二)に掲げる値により定める人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）

4　指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画

5　別表第三の二に定めるカバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）

6　申請者の陸上移動局が他の既存事業者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を通信の相手方とする通信を行う計画（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）がある場合は、その計画及びその根拠